

飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託
プロポーザル募集要項

1 目的

飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託に係るプロポーザルの参加について、必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 委託業務名

飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙1「飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託仕様書」のとおり。

3 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 本プロポーザルを審査する委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら主宰、役員、顧問もしくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者ではないこと。
- (6) 法人の役員が次のア～ウのいずれかに該当するものではないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する行為（②又は③に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復として該当行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ① 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ② 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しく

は便宜の供与又はこれらに準ずる行為

- ③ 請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類アからカについては正本1部、副本9部（コピー可）、キ、クについては正本1部、副本1部（コピー可）を「12 問い合わせ先」へ提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第1号）
- イ 企画提案概要説明書（様式第2号）
- ウ 業務スケジュール（様式第3号）
- エ 経費見積書（様式第4号）
- オ 会社（団体）概要（様式第5号）
- カ 業務実施体制（様式第6号）
- キ 誓約書（様式第7号）
- ク 役員等名簿（様式第8号）

(2) 提出期限 令和3年8月17日（火）午後5時〔必着〕

(3) 提出方法 持参または郵送（FAX、メールでの提出は不可）

(4) その他

- ア 参加者1者につき1提案とする。
- イ 提出後の差し替えは受け付けない。

5 説明会

次の日程により説明会を開催する。

(1) 日時 令和3年8月6日（金）午後2時00分から

(2) 会場 千葉県庁 本庁舎3階 環境生活部会議室

(3) 内容 本実施要項及び業務委託仕様書に沿った説明及び質疑応答

(4) その他

- ア 説明会に出席を希望する者は、8月5日（木）午後5時までに、「説明会参加申込書」をメール又はFAXにて提出すること。
- イ 会場の都合により、出席者は1団体2名以内とする。
- ウ 説明会に出席しない場合でも、プロポーザルに参加できるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本件に関する質問は、すべて質問書（様式第9号）により行うものとし、「12 問い合わせ先」にメール又はFAXにて提出すること。なお、FAX送付の場合は電話に

て受信確認を行うこと。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和3年8月12日(木)午後5時〔必着〕

(3) 回 答

令和3年8月16日(月)に、受け付けたすべての質問について、説明会出席者及び同日までに参加申し出のあったすべての者に対しメールにより回答する。

7 企画提案書に関する事項

企画提案書は、A4判20頁以内とし、次に掲げる事項については、必ず記載すること。

(1) 記載事項

ア 表紙

宛名「千葉県知事 熊谷俊人」、タイトル「飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託企画提案書」、提出年月日を記載し、正本については、さらに住所(所在地)、氏名(社名)、代表者の氏名・肩書きを記載し、社印、代表者印を押印する等、社を代表して参加していることを明らかにすること。

イ 企画提案

本業務について工夫した点、アピールしたい点等があれば、その内容についても記載すること。

ウ 制作スケジュール及び体制

エ 見積書

仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要なすべての費用を算定すること。見積書の項目(内訳)は、できるだけ詳細に分類して記載すること。

(2) 注意事項

副本については、提案者名、ロゴマーク、その他提案者の名称を識別できる文言等を表記しないこと。

8 審査・選考方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書一式は、評価基準に基づき、選考審査委員会において一者あたり15分程度のプレゼンテーションと10分程度の質疑によるヒアリングを実施の上で審査を行い、最も優れた提案をした者を委託先候補とする。

なお、応募多数の場合、事務局が評価基準に基づき書類審査を行い、五者以内に絞った上で選考審査委員会を行う。

(2) 選考審査委員会

ア 日 時 令和3年8月23日(月)

なお、実施時間等の詳細は、8月19日(木)に別途通知する。

イ 場 所 千葉県庁 本庁舎3階 環境生活部会議室

(3) 評価項目及び評価基準

別紙「飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に郵送で通知する。

9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 応募資格の無い者が提案したとき。
- イ 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- ウ 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- エ 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- カ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- キ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- ク 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- ケ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- コ 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- サ 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

10 委託契約

選定委員会において選定された参加者と事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間 契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

- ア 契約に当たり、協議のうえ企画案の一部を変更する場合がある。
- イ 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- ウ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託については、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。

(3) 委託料

- ア 委託料は、8,100,000円を上限とする。なお、この額には消費税及び地方消費税を含む。
- イ 委託料には、事業終了後の実施状況報告書、完了報告書等の作成経費を含む。
- ウ 委託料の支払いは、原則としてすべての業務の履行後とする。

11 注意事項

(1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 本要項「3 応募資格(6)」について確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会を実施する。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの選考の目的のみに使用し、提案者に無断で使用しない。ただし、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示される場合がある。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (6) 本業務に係る映像撮影及び図版等の使用に当たっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得ること。
- (7) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 問合せ先

千葉県環境生活部 暮らし安全推進課 交通安全対策室 担当 加茂・川上
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2258
FAX 043-221-2969
メール ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託
プロポーザル評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
1	業務遂行能力	委託業務を円滑に実施するための実績を十分備えているか。	10
		業務遂行可能な体制を有しており、業務スケジュールが明確で実現可能であるか。	10
2	経費の妥当性	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。	10
3	企画提案	飲酒運転の根絶という、本事業の趣旨を十分に理解した上で提案されているか。	20
		動画の表現や構成は適切か。	15
		幅広い年齢層に分かりやすく、PR効果の高い内容の動画となっているか。	15
		広告内容は理解しやすく、興味を引く内容になっているか。	10
		事業の効果を上げるための付帯提案がされているか。	10
合 計			100